

鴻巣市章

デザインマニュアル

2021年4月1日制定



鴻巣市章 [デザインマニュアル]

このマークは鴻巣の頭文字「K」をメインモチーフとし、左側が自然と緑＝伸びやかに育つけやき、右側が飛躍＝はばたくコウノトリを表しています。中央にバンジーをイメージした円を配置することにより、全体で優美なひな人形となります。これは鴻巣市民の輝かしい姿にも通じています。



[モイスタチャークリーン]
C80+M16+Y93
DIC 2554P

[ヴェリベリィ]
C5+M88+Y1
DIC 2626P

[チョークブルー]
C44+M1+Y15
DIC 416



■ K70
■ K100
■ K30



■ K100

※黒以外でも
100%単色は可

※鴻巣市章は、色、形状を変更することはできません。

■ 鴻巣市章とロゴタイプの組合せ



[A] ローマ字ロゴタイプ
使用書体：Century Gothic Bold



[B] ひらがなロゴタイプ
使用書体：A-OTF 新ゴ pro B 平体 80%



[C] 漢字ロゴタイプ
使用書体：A-OTF 新ゴ pro B

■ 鴻巣市章の取扱い

1 権利の帰属

鴻巣市章に関する一切の権利は、鴻巣市に帰属します。

2 鴻巣市章の使用について

このデザインマニュアルは、様々なものに使用していただくための手引きであり、その表現方法や注意事項をまとめたものです。

本市のイメージ展開に統一性を持たせるため、このデザインマニュアルに沿って正しく使用してください。

なお、鴻巣市章は、使用承認申請を行うことで、市民や各種団体等の皆様も使用することができますが、次の場合は使用できませんので御注意ください。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 商品への使用等営利活動のために使用されるおそれがある場合（市の施策の推進及び市の情報発信に寄与すると市長が認める場合を除く）
- (3) 市の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 鴻巣市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係ある者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがある場合
- (6) その他、使用を承認することが適当でないと認められる場合

鴻巣市章の使用に際しては、原則的にデジタルデータを使用し、イメージを損なわないよう、正しい形状・指定のカラーで表示してください。

※ デジタルデータは鴻巣市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.konosu.saitama.jp>

